



まちかど情報局

Street corner Intelligence Agency

渡辺きくさん

百歳おめでとうございます

船津地区の渡辺きくさんが、11月15日に百歳の誕生日を迎えました。

きくさんは話しをするのが不自由になったとのことですが元気です。また、少し前までは食べることも大好きで、色々と楽しんで食べていました。

今はお風呂がとでも好きで、風呂に入っている時はすくいい顔をします。ご長寿おめでとうございます。



内閣府ユニバーサルデザイン推進功労賞受賞富士レークホテル

平成23年度の内閣府ユニバーサルデザイン推進功労賞として当町の株式会社富士レークホテルが選定され、12月9日に内閣府官邸で授賞式が行われ同ホテル常務取締役の井出泰済ご夫妻が出席されました。

内閣府では高齢者や障害者そして妊婦や子ども連れの人を含むすべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に顕著な功績や功労のあった個人や団体を表彰しています。今年には全国の応募の中から内閣総理大臣表彰が1件、富士レークホテルが受賞した内閣府特命担

当大臣表彰優良賞は5件、同奨励賞が1件選ばれました。山梨県内での表彰は初めてです。

富士レークホテルの具体的な取り組みは平成10年にバリアフリールームを設けて以降続けられています。「人にやさしいホテル」を目指し、車イスの人にも使いやすい工夫をこらした客室の増設、バリアフリー対応した専用貸切風呂の開設、ユニバーサルデザイン備品の無料貸出を拡大・充実させると共に食のユニバーサル化にも取り組み、宿泊者には食事を障害の状況に応じて一人ひとり個別に対応するという「ユニバーサルデザインホテル」の実現に向けて全社を挙げて真摯に取り組んでいることが評価されたものです。

栄誉ある表彰、誠におめでとうございます。



避難者に対する義援金について

このたびは扇貝流舞踊会様並びに富士北麓文化交流実行委員会様（「日韓芸術文化交流の夕べ」の収益金の一部）より、先の東日本大震災により本町に避難されている皆様方に対し、義援金の申し出がありました。

この義援金につきましては、本町に避難されているご家庭にお渡しし、一日も早く元通りの生活ができるよう支援させていただきます。

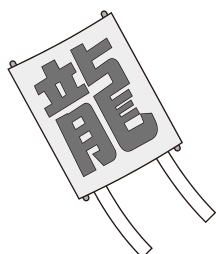
町と建設安全協議会の合同年末安全パトロールが実施されました

12月14日に町の職員と富士河口湖町建設安全協議会の役員9名による、年末安全パトロールが実施されました。

当日は、比較的暖かい気候でしたが、日中でも水点下という厳しい季節を迎えるにあたり、工事現場の安全状況を点検しました。

町からは労働災害事故を絶対起こさないという強い決意を持って工事にあたり、明るい年末年始を迎えてくださいと伝えました。

建設安全協議会は、独自のパトロールを年数回実施していますが、これからも町との合同パトロールの機会を増やし、いつそうの事故防止に努めることを確認しました。



町からのお知らせ

新成人の皆さん、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金に加入しなければなりません。学生の方々も例外ではありません。

学生納付特例の申請手続きをしなかったり、保険料を納め忘れたりすると、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられません。また、将来受ける老齢基礎年金も減額されてしまいます。

※保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度・若年者納付猶予制度・保険料免除制度」があり、申請を行い承認されると保険料が猶予や免除されます。

●問合先 大月年金事務所

TEL 0554・22・3811
住民課（国民年金係）TEL 72・1114

ひとり親家庭

小中学校入進学支度金支給について

平成24年4月に小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭に対して「ひとり親家庭小中学校入進学支度金」を支給します。

【支給対象者】

平成24年1月1日現在において、次の要件をすべて満たす方に支給いたします。

- 1 富士河口湖町内に住所を有する方
- 2 ひとり親家庭の父又は母であって、入進学児童を監護している方、又は養育者であって、入進学児童である父母のない児童を養育している方

3 生活保護法に基づく保護を受けていない方

【所得制限】

右記、支給対象者の方でも、所得制限にかかる方は該当となりませんのでご了承ください。

- 1 ひとり親家庭の父又は母もしくは養育者が、前々年において所得税法その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有するとき
- 2 ひとり親等の配偶者又は扶養義務者で、当該ひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得が基準額以上であるとき

【支給額】

入進学児童一人につき、一万円支給いたします。

【申請方法】

次の書類を町役場福祉推進課・児童福祉係へ提出してください。

- 1 ひとり親家庭小中学校入進学支度金支給申請書
- 2 申請者と児童の戸籍の謄本又は抄本
- 3 世帯全員の住民票の写し
- 4 ひとり親等の課税証明書
- 5 ひとり親等の配偶者又は、扶養義務者の課税証明書

*ひとり親家庭等医療費受給者証（水色）をお持ちの方は、2・5の書類を省略することができますので、申請者及び対象児童の受給者証を必ず持参してください。

【提出期日】

1月31日（土日、祝日は除く）まで
午前8時30分～午後5時15分

※平成24年1月1日以降支給要件を満たした場合、もしくは1月31日までに申請ができなかった場合は、平成24年3月30日まで受け付けます。

●問合先

福祉推進課児童福祉係
TEL 72・6028
富士・東部保健福祉事務所福祉課
TEL 24・9042

農地の相続等の届出をしましたか

農地法の一部改正に伴い、相続などにより農地を取得した場合には、概ね10ヶ月以内に農業委員会への届出が必要となりました。（農地法第3条の3第1項）

届出をしなかったり虚偽の届出をした場合、10万円以下の過料に処せられることがあります。

（農地法第69条） 詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

●問合先 農業委員会 TEL 72・1115

農業者年金に加入しましょう

■農業者の方ならどなたでも加入できます

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は誰でも加入できます。

■終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

■保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことが可能です。

■支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象になります

支払った保険料は、全額（最高年額80万4千円）社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

■保険料の補助を受けられる人もいます

認定農業者等一定の要件を備えた意欲のある担い手には、保険料（月2万円）の2割、3割、5割

～ 納税相談の実施について ～

現在、「税金を滞納している方」「生活困難や事業不振などにより今後の納税に不安を感じるという方」は、早めに一度納税相談を受けてください。



- 相談日** 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）の毎日
- 相談時間** 午前8時30分から正午まで
午後1時00分から午後5時15分まで
- 相談場所** 富士河口湖町役場 税務課 徴収係
電話0555-72-1113（直通）

事前のお申し込みは、不要です。直接、税務課窓口までお越しください。

● 問 合 先
の国庫助成があります。

北富士農業共同組合
クレイン農業共同組合豊茂支店
富士河口湖町農業委員会

TEL 7 2 1 1 5
TEL 8 9 2 0 1 5
TEL 7 2 1 4 3 9

町税等の口座振替推進キャンペーンについて

対象期間中、新規に口座振替を登録された方に記念品(500円分のクオカード)を差し上げます。この機会に是非、便利な口座振替の登録をお願いいたします。

- 登録方法** 下記の対象金融機関窓口にて口座振替依頼書を提出してください。
口座振替依頼書は町役場、または近隣の金融機関窓口にあります。
●登録の際に必要なもの・・・通帳印、口座情報がわかるもの（通帳など）

対象期間 平成24年1月4日～8月31日まで

対象科目 ○町県民税 ○固定資産税 ○軽自動車税 ○国民健康保険税 ○介護保険料
○後期高齢者医療保険料

対象金融機関 ○山梨中央銀行 ○山梨信用金庫 ○都留信用組合 ○山梨県民信用組合
○北富士農業協同組合 ○クレイン農業協同組合 ○西八代郡農業協同組合
○中央労働金庫 富士吉田支店
○富士河口湖町内の郵便局

※記念品(クオカード)につきましては、翌月の中旬に発送いたしますのでご了承ください。

※記念品(クオカード)の発送はおひとり様1回限りとさせていただきます。

口座振替とは・・・町税等をお客様のご指定の預金口座から引き落とすことによりお支払いいただく制度です。

口座振替のメリット

- ①税金が自動的に支払われるため、わざわざ金融機関等に出向いて支払う必要がなくなります。
- ②税金のお支払いを通帳で確認できるので、家計の管理も簡単になります。
- ③お支払忘れを防止できます。これにより忙しいときや、お仕事等で納付に行くのが難しい方も安心です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

富士河口湖町役場 税務課 収納係 TEL 0555-72-1113

申告準備は、お早めに！

申告期間＝2月16日(木)～3月15日(木)

平成23年分所得税、町民税・県民税の申告受付が2月16日(木)から始まります。

個人の町民税・県民税は、提出された申告書をもとに税額が計算され、納税者の皆さんに通知した後、納税していただく仕組みになっています。

今年の申告期限は、**3月15日(木)**です。忘れずに正しい申告をしましょう。

★町・県民税の申告が必要な方は

今年の1月1日現在、富士河口湖町内に住所がある方はすべて該当します。

1. 給与所得者の場合

通常は、事業所から給与支払報告書の提出があり、申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告してください。

- 1) 給与所得以外に副収入（地代、家賃、報酬等）があった方
- 2) 外注加工賃の支払いを受けた方
- 3) 一定のところに勤務していない方、又は日雇いやアルバイトなどにより勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方
- 4) 雑損失、寄付金、医療費控除の適用を受けようとする方

2. 給与所得者以外の方

- 1) 昨年中に営業、農業、不動産、配当、報酬などの給与と年金以外の収入があった方
- 2) 年金収入がある方で、社会保険料控除や配偶者特別控除など各種控除を受けようとする方
- 3) 専従者控除の適用を受けようとする方
- 4) 純損失、雑損失の適用を受けようとする方
- 5) 所得証明書・非課税証明書等の発行を受けたい方や国民健康保険税の軽減措置、国民年金の納付猶予などの手続きをなさる方で役場に収入の資料の無い方

○住民税の申告は国民健康保険税の算定や後期高齢者医療保険料の算定及び負担区分の判定等、さらに福祉施策などの大切な課税資料となりますので、所得がなかった方も必ず申告してください。

★町・県民税の申告をしなくてもよい方は

- 1) 所得税の確定申告をした方（青色、白色専従者を除く）
- 2) 収入が給与または公的年金のみの方で、支払者から支払報告書が町に提出されている方で他の収入の無い方

★所得税の確定申告が必要な方は

- 1) 給与収入等の金額が、2,000万円を超える方
- 2) 2ヶ所以上からの給与の支払いを受け、年末調整を受けていない方
- 3) 年の途中で退職した後、就職しなかった方で年末調整を受けていない方
- 4) 給与所得者で、給与所得以外の副収入の金額が20万円を超える方
- 5) 同族会社の役員や親族などで、その会社からの給与の他に、利子、賃借料などの支払いを受けている方
- 6) 給与等の源泉徴収につき災害減免法により徴収猶予や還付を受けた方
- 7) 家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている方
- 8) 公的年金等の雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方（公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金の所得金額以外の所得金額が20万円以下の方を除く）
- 9) 不動産を売却した方
- 10) 退職金の支払いを受ける際、『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20%の税率で源泉徴収された方で、源泉徴収税額が正規の税額を超えている方
- 11) 医療費控除、住宅借入金等特別控除等の適用を受けようとする方

★申告するときに必要となるもの

- 1) 前年に所得税の確定申告をされた方は控えを持参してください
- 2) 印鑑
- 3) 事業所得者・不動産所得者は、平成23年中の収入・経費のわかる書類、帳簿等（**収支内訳書等は必ず記入しておいてください。**）
- 4) 給与・年金所得者は源泉徴収票
- 5) 社会保険料（国保・年金・介護保険料等）の支払額の分かるもの
- 6) 国民年金保険料控除証明書又は領収書
- 7) 生命保険料、地震保険料などの支払証明書、医療費等の領収書
おむつ代の医療費控除を初めて受けられる方は医師が発行するおむつ使用証明書が必要
（**医療費控除を受けられる方は、領収書を医療機関・個人ごとに集計し、保険金など補てんされる金額を確認しておいてください。**）
- 8) 大学生、障害者の方は、内容がわかる書類（学生証、身体・精神障害者手帳等）
- 9) 還付申告の方は、申告者本人名義の金融機関口座の分かるもの（通帳等）

*申告会場にはコピー機がありませんので、必要な書類は必ずコピーしておいてください。



所得税・町県民税の申告時期です



平成24年度申告受付相談日程表

受付時間 午前9:00～11:30（上九一色出張所は9:30～） 午後1:00～4:00
3月7日（水）と3月14日（水）のみ午後の受付を7:00まで延長（地区の指定はありません）

会 場	受 付 日	対 象 地 区
足和田出張所	2月16日（木）	足和田地区
上九一色出張所	2月17日（金）（受付は午前9：30～午後4：00）	上九一色地区
河口出張所	2月20日（月）	河口地区
大石出張所	2月21日（火）	大石地区
富士河口湖 町役場 コンベンションホール	2月22日（水）	勝山地区
	2月23日（木）	
	2月24日（金）	指定日に申告できない方
	2月27日（月）	小立地区
	2月28日（火）	
	2月29日（水）	
	3月 1日（木）	指定日に申告できない方
	3月 2日（金）	船津・浅川地区 ＊3月7日（水）の午後4～7時については、 地区の指定はありません
	3月 5日（月）	
	3月 6日（火）	
	3月 7日（水）（午後の受付を7:00まで延長）	
	3月 8日（木）	
	3月 9日（金）	
	3月12日（月）	
	3月13日（火）	指定日に申告できない方
	3月14日（水）（午後の受付を7:00まで延長）	
	3月15日（木）	

○申告期間中は大変混み合い、長い時間お待ちいただく場合があります。皆様の待ち時間を少しでも減らすため、領収書を集計しておくなどの準備をお願いします。

○3月15日は大変混雑し、確定申告の相談受付ができない場合がございます。町で確定申告の相談を受ける方は3月14日までに済ませください。

○申告期間中、税務課窓口では全ての記入が済んでいる申告書の提出のみ収受いたします。申告資料等も各会場にありますので、相談等がある方は各会場にお越し下さい。

＊青色申告者の方については、必ず青色申告決算書を作成したうえでご来場ください。

＊土地や建物等の不動産をお売りになった方は譲渡所得についての確定申告が必要です。不動産や株式等譲渡所得がある方や所得計算等が複雑な方は、お早めに直接大月税務署へご相談ください。

確定申告の相談会等のお知らせ

●確定申告書作成相談会

（申告書作成のためのアドバイスと申告書の受付を行います。）

開催日：平成24年2月3日（金）

時 間：午前10時～午後4時（正午～午後1時除く）

場 所：富士河口湖町中央公民館

●税理士会が行う無料申告相談

（小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告が対象）

開催日：平成24年2月10日（金）

時 間：午前10時～午後3時（正午～午後1時除く）
（受付時間は午前、午後とも終了時間30分前まで）

場 所：富士河口湖町中央公民館

いずれの日も土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方や所得金額が高額な方又は収入金額が多額な方、相談内容が複雑な方は、ご遠慮下さい。

【問い合わせ先】大月税務署 TEL0554-22-3151

税理士による年金受給者及び給与所得者に対する 無料相談のお知らせ

開催日：平成24年2月23日（木）

時 間：午前10時～午後4時（受付時間は、終了時間30分前まで）

場 所：富士吉田市民会館

対象者：公的年金等受給者で所得税確定申告書を提出する方
年金受給者及び給与所得者で医療費控除の還付申告書を提出する方

＊土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方は、ご遠慮下さい。

税理士記念日無料税務相談のお知らせ

開催日：平成24年2月23日（木）

時 間：午前10時～午後4時（正午～午後1時除く）
（受付時間は午前、午後とも終了時間30分前まで）

場 所：東京地方税理士会大月支部事務局
（富士吉田市下吉田2-15-29 ダイケンビル2階）

＊譲渡・相続・贈与等の相談も受け付けます。

【問い合わせ先】東京地方税理士会大月支部事務局 TEL0555-22-8481

申告書はご自分で作成し提出はお早めに

平成23年分の 申告書の提出及び 納税の期限は	所 得 税	3月15日(木)	までです。
	贈 与 税	3月15日(木)	
	個人事業者の 消費税及び地方消費税	4月 2日(月)	

◎国税庁ホームページでは、確定申告に必要な各種情報等を提供しています。

- 国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で入力した申告書データ(贈与税は除く)に電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができるe-Tax(イータックス)があります。e-Taxをご利用いただくためには、所定の手続が必要です。国税庁ホームページをご覧ください。
- また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト(白黒でも可)した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。
- なお、国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供していますので、是非ご利用ください。

確定申告に関する情報は、国税庁ホームページで。[www.nta.go.jp]

納税には、口座振替をご利用ください。

- 所得税、消費税及び地方消費税の納税には、安全で便利な口座振替をお勧めします。
- 口座振替のご利用を希望される場合は、「口座振替依頼書」を、上記の「申告書の提出及び納税の期限」までに税務署に提出(郵送)をお願いします。
- 「口座振替依頼書」は、税務署及び金融機関にご用意しております。また、「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されておりますので、切り離してご利用ください。なお、国税庁ホームページからもダウンロードすることができます。
- 納付書により納税される場合は、上記の納税の期限までに、最寄りの金融機関の窓口での納税をお願いします。
- 期限内に納税するため、早期から計画的に納税資金の準備をお願いします。

口座振替をご利用 の場合の振替日は	所 得 税	4月20日(金)	です。
	個人事業者の 消費税及び地方消費税	4月25日(水)	

ご相談はお早めに税務署まで

・譲渡所得の申告について

平成23年中に土地や建物等の不動産をお売りになった方、ゴルフ会員権や株式等の資産をお売りになった方は、譲渡所得等について所得税の確定申告が必要です。

・贈与税の申告について

個人から財産をもらったときは贈与税の課税対象となります。

贈与税の課税方法は、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つのケースがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

所得税等に関する問い合わせ先 大月税務署 TEL0554-22-3151

電子申告のご案内

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください。

～e-Taxをご利用いただくメリット～

① 国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxに送信できます(確定申告書等作成コーナーは、「確定申告特集ページ」からご利用ください)。

② 最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます(平成19年～23年分の間でいずれか1回)。

③ 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。(確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

④ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

⑤ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。



「e-Tax」をご利用いただく前に

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

もっと詳しい情報は

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

e-Taxご利用前には是非ご覧ください。

税に関する情報は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)へ

e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)へ

e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク(TEL0570-015901)へ

わかる!わかる!
私たちの町を支える

税金の話

償却資産
申告直前

忘れていませんか!? 舗装工事と植栽工事 ～償却資産の申告～

償却資産の申告は、もうお済みでしょうか? 事業用の資産を町に申告する必要がある償却資産申告ですが、機械や装置、備品と共に、駐車場のアスファルト舗装工事や庭や玄関の植栽工事、土地の境界の擁壁やフェンス設置工事も、償却資産の申告の対象となります。また、リース資産も、リース契約期間満了後に、その資産を取得する契約になっているリース資産については、申告の必要があります(リース契約期間満了後に、リース会社に返却する資産は、リース会社が町に申告する資産ですので、申告の必要はありません)。もうすぐ申告の締め切りが来ます。お早めにお願います。



税に関する証明事務 ～ますます便利に～



富士河口湖町では、平成24年1月から税に関する各種証明書を、大石出張所・河口出張所・大嵐出張所・精進出張所においても取扱いを開始いたします。これ

までに引き続き、本庁舎・勝山出張所・足和田出張所・上九一色出張所でも、税に関する各種証明書を取扱っています。ますます便利になりました。ぜひご利用ください。

建物の取り壊し ～家屋滅失届出書～

建物には、毎年、固定資産税が課税されます。建物の固定資産税は、建っている限り0円にはなりません。どれほど老朽化した建物でも、最低で、新築時の評価額の20%が評価として残ります。

もし建物を取り壊しましたら、税金の過払いがないように、町役場の税務課まで「家屋滅失届出書」を提出してください。この書類は、税務課の窓口に来ていただければ、その場で書けます(印鑑のみご持参ください)。後日、調査補助員が現地を調査いたします。



固定資産研究

償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると、次に掲げるとおりです。

【共通】舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、受変電設備、予備電源設備、パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN設備等

【製造業】金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等

【建設業】ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除きます)、大型特殊自動車等

【娯楽業】パチンコ器、パチンコ器取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボート、遊覧船等

【飲食店業】テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫等
【小売業】陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付きも含みます)等

【不動産貸付業】受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等

【理容・美容業】理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等

これらは例としてあげたものです。取扱いは地方税法341条に基づくものです。申告では注意してください。(町役場税務課 資産税第二係)

もうすぐ確定申告★2月15日から開始

町への納税は口座振替が便利でオススメ

町の税金についてのお問合せは、富士河口湖町役場 税務課 (TEL 72-1113) へ